

平成30年度 第2回新潟市消費生活審議会

日時： 平成30年11月29日（木）午後1:30～2:12

会場： 新潟市消費生活センター研修室

（事務局：日根課長）

それでは、会議を始めさせていただきます。

これより平成30年度第2回消費生活審議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます市民生活課長の日根と申します。よろしくお願いたします。

（事務局：日根課長）

初めに、市民生活部長の野島より挨拶を申し上げます。

（事務局：野島部長）

皆様、こんにちは。

本日は大変お忙しいところ、この第2回の消費生活審議会においでいただきまして、大変ありがとうございます。

また、何よりも日ごろから新潟市政の運営につきまして、市民の立場、消費者の立場からご理解とご協力をいただきまして、どうもありがとうございます。

さて、先回、この新しい計画の改定のために大変有意義なご議論をいただきまして、適切なご指摘をたくさんいただきました。それを庁内の担当課にもおろしまして、事務局でまとめたものを事前に資料としてお配りしているところです。

本日は、それに対して、さらなる意見交換ということでよりよい計画になりますよう、私どもも取り組んでまいりますし、また皆様方からも計画の策定に今後さらなるご協力をいただきたいと思います。

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

（事務局：日根課長）

本日の会議についてですが、委員13名のうち、8名の方がご出席です。規則により会議が成立していることをご報告申し上げますとともに、本日の会議は公開とし、あわせて会議録作成のため、録音と撮影をさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行を澤田委員長にお願いいたします。

（澤田委員長）

澤田でございます。

本来であれば、新任の委員の方から、ご挨拶いただきたいところですが、今日欠席で、それはちょっとかなわないので、審議を始めさせていただきたいと思います。

本日は、本年度第2回の審議会ということで、中間報告の取りまとめを行っていただくということでございます。

前回の皆様方の議論を踏まえまして、事務局におきまして、庁内の関係部署から意見を聞いた上で、お手元の資料を取りまとめていただきました。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

初めに、議事の(1)のうち、①「新潟市消費生活推進計画・消費者教育推進計画(二次改定)」(素案)に対する意見その対応について、及び②「新潟市消費生活推進計画・消費者教育推進計画(二次改定)」(修正案)について、一括して事務局から説明を願います。

(事務局：小柳所長)

所長の小柳でございます。よろしくをお願いいたします。

着座のまま説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、配付させていただいた資料の訂正をお願いしたいのですが、事前に配付させていただいた「資料1」の一覧表です。上から2番目ナンバー2の「事務局の考え方」という欄と、一番右側の「修正(案)」の欄に「P57」と打ってあるのですが、すみません、数字を間違えておまして「60」になりますので、「60」と修正していただいでよろしいでしょうか、申しわけございません。

それでは、改めまして、配付させていただいた資料の説明をさせていただきます。

「資料1」でございますが、「新潟市消費生活推進計画・消費者教育推進計画(二次改定)」(素案)に対する意見及びその対応について、ということで、こちらは前回の第1回の審議会委員の皆様からいただいた意見、それから事業を所管しております庁内の各課から意見修正の要望があったものなどを「資料1」としてまとめてさせていただいたものでございます。

それから、「資料2」でございますが、「新潟市消費生活推進計画・消費者教育推進計画(二次改定)」(修正案)(以下、「資料2」又は「資料2」本冊と説明。)になります。「資料1」の修正意見をもとに事務局(案)として反映させた二次改定計画の修正案になりまして、「資料2」とさせていただきます。

今回は、前回お示しした(素案)に青色の文字で修正をさせていただきました。

なお、考え方の変更が生じないものとか、軽微な修正につきましては、「資料1」の一覧表に入っていないものもでございますので、こちらもまたご承知おき願いたいと思います。

それでは、まず、「資料1」の説明をさせていただきます。

委員の皆様からの意見は事務局として概ねそのまま取り入れさせていただいて、修正案というかたちで「資料2」の本冊(修正案)に反映させておりますが、計画に反映できなかったものを少し補足させていただきながら、説明をさせていただきます。

「資料1」の裏側2ページをご覧ください。

一番上の段です。ナンバー6、本冊の17ページになります。こちら、計画の「課題Ⅱ 消費者教育の推進（新潟市消費者教育推進計画）」です。このうち、「地域教育コーディネーター」の研修について、前回ご意見をいただきましたけれども、所管課にも確認をさせていただいたところですが、計画の中に具体的に「地域教育コーディネーター」という名前を出すことができませんでした。「資料2」本冊は、17ページになります。

施策の6－（1）－①、教職員や学校関係者等ということで、「学校関係者」という言葉を入れさせていただきましたが、ここには「地域教育コーディネーター」という言葉は書き込むことができなかったということでございます。

ただ、学校には「地域教育コーディネーター」が配置されておりますので、直接研修ができないまでも、学校側からそういった消費者教育に関する人「誰かいないか？」というような話があったときには、私どもの消費生活センターの相談員とか関係者とか、そういった方々を紹介いただけるように、情報としてコーディネーターさんに届くことを今後考えてみたいと、そんな形でお手伝いできるのではないかと、今考えているところでございます。

それから、その次ナンバー7、「資料2」本冊17ページになります。同じ「資料2」とちょっと比べていただきたいのですが、同じく課題Ⅱのところ、「消費者教育コーディネーター」の配置が必要じゃないかというご意見をいただきました。

こちら、現段階で庁内の調整ができていない関係で、「消費者教育コーディネーター」は書き込むことができませんでした。現段階では、施策の6、施策の8のところ、「消費者教育に関する支援者」と記載がありますが、この支援者の育成とか活用とかということで計画の中に書かせてもらっておりますので、活用を図るということで、現段階ではご理解いただけるかなと思っております。

それから、「資料1」ですが、3段目ナンバー8、「資料2」本冊の18ページになります。

こちら、課題Ⅲ「消費者被害の防止・救済」で、消費者被害が起きた場合、事業者名の公表等々が必要だという話がありました。これは前回お話をさせていただいたとおりで、こちら「資料2」本冊の18から19ページになります。特に修正はしておりませんが、この辺もご理解いただきたいと思っております。

それから、その下、ナンバー9、本冊の26から28ページになります。また、ナンバー9、10、11も同様です。内容は、第5章「重点的な取り組み」、この項は「資料2」本冊の26ページからです。前は「重点的な取り組みの目標値」等々が記載されておりましたが、今回は書き入れさせていただきました。

さらに、「資料1」の一覧表に記載しておりませんが、「資料2」本冊4から5ページにわたって「市政世論調査」の結果を書き込みさせていただきました。また、それらのデータを「資料2」本冊の30ページ以降に資料編として、前回なかったものを加えさせていただきました。

私からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。

ただいま説明いただいた議事(1)のうち、①、②、二次改定のそれぞれ素案に対する修正案について、適当なところで区切りながらご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

最初は第1章から第3章までということになりますが、先ほど開会前に酒井委員から、本日の会議を2時ごろに所用で退席したいということで申し出がございましたので、最初に全体を通して酒井委員のほうで何か質問、ご意見ございませんでしょうか。

(酒井委員)

すみません。私が2時ごろに退席させていただく関係で、最初に私から全体を通した意見を言わせていただきます。

「資料1」については、私のほうで確認をさせていただいたのですが、内容的にはこれでよろしいのではないかと考えております。

続きまして、「資料2」についてですが、先回の議論を踏まえて修正がされておりますので、これも内容的に私のほうで特段修正等の意見はないのですが、ちょっと言い回しというか、記載が気になったところが2ページ目の(3)の「次々と生まれる悪質商法の手口」とありますけども、この中で「オレオレ詐欺」などの記載があるのですが、何か悪質商法というイメージで記載するのはちょっと違和感があるなというのがありました。

(澤田委員長)

犯罪ですよ。

(酒井委員)

それはそうですね。

(澤田委員長)

悪質なんてもんじゃないですよ。

(酒井委員)

それから、あとは内容ではないのですが、「資料2」の修正案について、誤字があった気がしたのですが……。

5ページ一番最後の文章ですが、「取消権を追加することが規定しています」となっていますので、ここもちょっと言い回しは修正してもらおうことと、6ページの(3)「消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する」の「1)」が残ってしまっているのです、そういうところが気になる場所ですね。

ほかの内容については、先ほども申し上げましたけれども、概ねこれでよろしいのではないかと考えております。

「資料3」についても、私のほうでこれに反対するような今特段の意見はございませんので、よろしくお願いいたします。

(澤田委員長)

どうもありがとうございました。

「資料2」の2ページですが、表題の「次々と生まれる悪質商法」、中身の「詐欺商法」について検討をお願いしたほうが、はっきりするかもしれませんね。

悪質商法は法律上の用語じゃありませんので、定義にないのですが、犯罪も含むのだと言われればそうですけども、それははっきりしたほうがいいと思います。

それでは、改めまして、1章から第3章までについて、皆様からご意見を伺いたいと思います。

皆さん、何かご質問、ご意見いかがでしょうか。どうですか、また後から気がつけば、おっしゃっていただいて結構です。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

特にないようでしたら、それでは、次に第4章についてです。第4章は、課題ごとに確認させていただきたいと思います。

まず、「課題Ⅰ 消費者の安心・安全の確保」の施策1から4までについて、この部分、事務局からは修正はないようですが、皆様からのご質問、ご意見はいかがでしょうか。

改めて、もう皆さんお気づきだと思いますが、改めた部分、あるいは加筆された部分は青字になっています。その部分が加えられたということです。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

では、特にないようでしたら、「課題Ⅱ 消費者教育の推進（新潟市消費者教育推進計画）」の施策5から8までについて何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

特にないようでしたら、次は「課題Ⅲ 消費者被害の防止・救済」の施策9から11までについて、この部分も事務局から修正はないようですが、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。どうでしょう。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

では、この部分もないようでしたら、「課題Ⅳ 地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に対する支援」の施策 12 から 14 までについていかがでしょうか。

(江花委員)

21 ページの施策 14 の (2) で、「消費者安全確保地域協議会」の話が出ていまして、「消費者安全確保地域協議会の研究を通し、持続可能な見守りネットワークづくりを進めます」と書いてありまして、協議会の研究をするというような書きぶりになっているかと思えます。一方、28 ページの目標値のところでは協議会づくりを進めるというふうになっていまして、27 ページの (3) のところも同様でしょうか。

「設置についても検討を進めます」と書いてあって、新潟市は、協議会は設置に向けて目標値を設定しているのであれば、21 ページもそういうふうに書いていただくのがいいと思います。21 ページの記載だと「研究を通じ」というような感じで、ニュアンスがぼやけているかなと……。

(澤田委員長)

そうですね。

(事務局：小柳所長)

ご指摘のとおりかと思えます。

今、ご指摘にあります 21 ページで持続可能な見守りネットワークということで地域包括とか、ここに出てまいりましたので、そういったネットワークづくりを通じて「消費者安全確保地域協議会」を構築していくことで、少し変えさせていただきたいと思えます。申しわけございません。

(澤田委員長)

お願いします。ほかにいかがでしょうか。もし、ほかになければ、次は課題Ⅴです。「課題Ⅴ 関係機関・団体との連携の推進」の施策 15 から 16 までについて、こちらも修正はないようですが、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

それでは、特にないようですが、「課題Ⅵ 環境にやさしい消費生活の推進」の施策 17 から 19 までについていかがでしょうか。

(阿部委員)

廃棄物のところですけども、最近ではマイクロプラスチックの汚染が問題になっていますね。私のところにチラシが配られているのですが、課題VIの「環境にやさしい消費生活の推進」の中に入れる必要はないのか、環境の計画に入れたほうがいいのか、ちょっと気になるのですが、これについてお聞きしたい。担当は環境課ですかね。チラシにはプラスチックごみや海洋汚染について考えてみましょうということが書かれているのですが、これが消費生活の上でも必要なので、注意喚起というか、そういうものを入れてもいいのではないかと思うのですが、今回はそこまで書かれないのですか。どうでしょう。

(澤田委員長)

市の施策としてできますかね。

廃棄物処理は市町村の仕事ですが、いかがですかね。

(事務局：小柳所長)

私どもは直接の所管ではないので……。

担当課にそれを確認させていただいて、書き込めるかどうかをちょっと検討させていただくので、保留させて頂けませんか。

(阿部委員)

はい、結構です。

(澤田委員長)

スーパーのレジ袋の有料化というのがありますよね。あれもプラスチックの削減につながるので、それを市ができるのかな。わからないですけど。

新潟県は、その辺は結構進んでいるようですね、ほかに比べて。新潟県が旗を振ってやっていますから。

ほかにいかがでしょうか。ほかになければ、次に「第5章 重点的な取り組みと目標値」、26ページからです。この点についていかがでしょうか。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

すみません。僕のほうから26ページの青字のところですが、青字の2段目「平成28年度から全市内の中学校3・小学校6年生を対象に消費者教育啓発資料の配布をする」と、これは小学校と中学校は違うものですか。

(事務局：小柳所長)

違うものでございます。

(澤田委員長)

そうですね。小学校6年生向けと中学校3年生向けじゃ、やっぱり3歳違いますからね。高校生向けというわけにいかないですかね。高校では大抵が県立高校か私立高校ということになりますが、つまり現在の高校3年で、2022年からは高校2年に配るというのもあってもいいかなと思うのですが…。

つまり、社会に出る直前の段階ですよ。それから、2022年からは18歳からもう成人になりますので、その直前の段階ですよ。高校3年になると、それどころではなくなってしまいますので、2年生のうちがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。高校の方は2022年に間に合えば、それでいいと思うのですが…。

(事務局：小柳所長)

今の段階では、県が県独自の「Caution (コーション)」という啓発用冊子をつくって各高校に配布し、弁護士会や金融広報委員会を通じて、出前講座をやられています。

それから、前回の会議のときにもちょっとお話しさせていただいた「社会への扉」を、消費者庁が県を通じて全国に配布すると聞いておりますので、そういった流れの中で、もし市町村にどういったものをしてくれという要望があれば、私どもで対応したいと思っておりますが、今の役割分担の中では小中学校は各市町村、それから高校については、今県ということで、暗黙の役割分担がございますので、そちらをまず重視していきたいと考えております。

(澤田委員長)

はい、わかりました。県がどうされるかについては、現段階では聞いてないですね。ほかにいかがでしょうか。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

後からでも結構ですが、ご意見がなければ、「第6章 計画の推進と検証など」に移ります。いかがでしょうか。これは1ページだけです。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

次に、資料編に移ります。

何かご質問、ご意見いかがでしょうか。

30ページからです。

私から質問ですが、60ページにエシカル消費について説明がありますが、これによろしいですかね。前回の審議で入れてくださいという話になったと思いますが。

61ページの最初の行ですけどね、英語表記で「Sustainable Development goals」となっていて、それでSDGs（エスディーゼーズ）ということですが、最後の「goals」の「g」が小文字なになっているのはなぜですか。何か特別の意味でもありますか。

これ、全部、単語の頭文字……。

（事務局：小柳所長）

失礼しました。「G」は大文字表記ですね。私の書き間違いです。すみませんでした。

（澤田委員長）

61ページのSNSの説明がありますが、8番ですね。その「Face Book（フェイスブック）」「Twitter（ツイッター）」「Instagram（インスタグラム）」などが有名とありますが、LINE（ライン）のほうがもっと多く使われているように思うけど、あれはオンラインサービスに入るのですかね。SNSに入るのかな…。

僕は、全然使っていないのでわからないのですが。

（事務局：小柳所長）

確認してみます。自分が使っていないもので、すみません。

（澤田委員長）

いかがでしょうか。一応これで全体を読んでいただきましたが、全体を通じて何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

「資料2」修正案の表紙が平成31年〇月になっていますが、まだ平成ですね、この〇月というのは意味がありますか。

二次改定計画の公表は4月以前ですよ。

（事務局：小柳所長）

今日、お示しをさせていただいた修正案は、月が入っていないのですが、後ほどまた委員長から中間報告のまとめをしていただくことになると思います。ここは12月になるか、今日の日付で入れれば11月というかたち、「中間まとめ」になります。

（澤田委員長）

中間まとめね。

（事務局：小柳所長）

それからあと、これから予定しているパブリックコメント等が出ると、その日付で入れてさせていただきます。

実際は、二次改定計画として公表する段階では、公表する月をこちらに書き出させていただきます。

(澤田委員長)

4月以降にはならないのですね。「平成」が変わるのは5月ですかね。

(事務局：小柳所長)

今の段階では、ここは月を入れないでお出しさせていただいたということでございます。

(澤田委員長)

皆様からほかにないようでしたら、「資料3」今後のスケジュールについて事務局からご説明願います。

(事務局：小柳所長)

「資料3」でございます。

今日が真ん中にごございます第2回の審議会で、中間報告の取りまとめになります。

この後、事務局としましては、議会への報告、パブリックコメントの実施を12月から1月に掛けて予定しているところです。今後、市民意見を聞いた上で、それらをまた審議会に報告させていただいて、1月末には答申を取りまとめていただく審議会を開かせていただきたい。その結果を踏まえて、私どもで再度また慎重に検討させていただいて、二次改定計画の公表という流れになろうかと思っております。

私からは以上でございます。

(澤田委員長)

どうも、ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明にご質問、ご意見ありませんでしょうか。

(特に発言を求める者「なし」)

(澤田委員長)

特にないようでしたら、本日いただいた意見を事務局で取りまとめていただいて、中間報告としてまとめさせていただきます。中間報告については、委員長の私に一任していただくということよろしいですかね？

(「はい」と呼ぶ者あり)

(澤田委員長)

そのようにさせていただきます。

その後、事務局からパブリックコメントの募集をしていただいた上で、その結果報告を踏まえて、次回は答申の取りまとめをさせていただきたいと考えています。

現在は、来年の1月末を予定しているということでございます。

それでは、次に議事の（2）その他です。

事務局で、何かご用意されているものはありますか。

（事務局：小柳所長）

事務局は、特にございません。

（澤田委員長）

そうですね、わかりました。

それでは、本日の議事はこれにて終了にしたいと思います。

次回は「答申取りまとめ」ということで、1月中の開催を予定しておりますが、日程が決まりましたら改めて日時と場所をご連絡していただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（澤田委員長）

よろしく申し上げます。それでは、これで議事は終わりたいと思います。

本日はご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

（事務局：日根課長）

澤田委員長、どうもありがとうございました。

次回の審議会は「答申の取りまとめ」ということで、先ほどのスケジュールでも説明いたしましたが、次回までの間に必要に応じて事務局からメールや郵送により、委員の皆様には状況報告やご意見をお伺いすることになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成30年度、第2回新潟市消費生活審議会を終了させていただきます。

ご審議、ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

（終了）